

議 長 次に、日程第2「議案第36号松田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長利根川茂君。

総務文教常任委員長 議長の指名をいただきましたので、朗読をいたしまして報告にかえる次第でございます。

平成30年6月7日、松田町議会議長 中野博殿。総務文教常任委員会委員長利根川茂。総務文教常任委員会報告書。本委員会は、6月6日及び6月7日に委員6名全員出席のもと、役場4階会議室で委員会を開催し、平成30年第2回議会定例会において付託された「議案第36号松田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、条例の構成、規則（案）、地域優良賃貸住宅制度要綱、家賃と駐車場使用料の設定方法、今後の事業収支の推移等を詳細に審査しました。審査の結果、この条例は国の地域優良賃貸住宅制度に基づくものであるが、家賃等の設定について、条項が条例に必要であると判断し、原案の一部を修正（追加）する必要があると結論に達しました。なお、次の項目について強く申し入れをいたします。

（1）この条例は、人口増と定住促進を図るものであるため、安定した入居率の確保と向上を目指し、管理運営に努められたい。

（2）駐車料金については、子育て世帯、新婚世帯等の居住安定に寄与するため、配慮されたい。

次のページをお願いします。なお、一部修正のための修正案が可決されておりましたので、朗読をいたします。松田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例に対する修正案。平成30年議案第36号松田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を、次のように修正する。第6条を第8条とし、第5条を7条とし、第4条を6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(家賃等) 第4条、地域優良賃貸住宅の家賃等は、町長が規則で定める。

(家賃の変更) 第5条、町長は物価の変動及び住宅相互間における均衡上、必要があると認める場合は、家賃を変更することができる。

以下、次のページに原案と修正案が並列に参考資料としてつけてありますので、御高覧いただければ幸いです。

以上をもちまして、報告にかえる次第でございます。なお、質疑の答弁につきましては、平野副委員長を初め、各総務常任委員会委員の答弁をお許しいただきたいと思っております。以上のとおり報告いたします。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 大 舘 たびたびすいません。1枚目の一番最後の行ですけども、(2) 駐車場使用料について云々とありますけれども、新婚世帯等の居住安定に寄与するため配慮されたいという非常に抽象的な表現ですけども、内容的にはどのような議論をされたのかお知らせ願います。

7番 利根川 提案された原案では、月極6,000円ということで提案されております。なお、これは規則でございますので、規則の修正まで、これを5,000円なり4,500円なりするということは不可能であるということでございますので、こういう抽象的な表現させていただきました。なお、子育て世帯、新婚世帯につきましては、給料も恐らく低いだろうと。生活が大変だろうと。家賃そのものを下げるわけにいかないの、少なくとも駐車料金は近隣より若干低い金額を設定したらどうかという意見が多かったために、こういう表現にさせていただきました。以上でございます。

議 長 ほかに。

8番 小 澤 条例をですね、修正可決をされておりますけれども、その辺のもう少し詳しい説明をお願いをしたいと思います。

7番 利根川 一部修正をしておりますけれども、家賃…家賃等々につきましては規則で定めるということになっておりますので、条例でもって規則できちんと定め…家賃の変更とか、町長が決められることができるよということを条例上きちんと位置づける必要があるのではないかという意見が多数出されましたので、こういう修正案を…修正案に落ち着いたわけでございます。以上でございます。

8 番 小 澤 それで4条と5条が新設をされたということですか。これが新設をされた中で、ほかの条例とのすり合わせというものは、十分審議をされて大丈夫なのかどうか。その辺は、担当課のほうとも了解もとれて、こういうような形になったのか。その辺について説明をお願いします。

2 番 田 代 まず、ほかの条例とのすり合わせということでお答えさせていただきます。議案、先ほど可決いただきました議案第35号松田町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例。これについては、見ていただくと御理解いただけると思えますけども、4条に家賃等、5条に家賃の変更ということで出ております。一方で、この優良賃貸住宅については、この言葉が抜けて、規則への委任内容が抜けております。この根拠につきましては、町側の説明ですと、昨日井上議員の、この条例提案が町側から説明があったときに、家賃はどんなのかということについて、国の通達である地域優良賃貸住宅制度要綱、これに基づいて家賃の取り決めがあるので割愛してるという回答でした。これについては、委員会として十分審議した結果、これはあくまでも通達で、要綱で、国がつくるとしたらこういう形でやりなさいよという指針的なものを示しております。一方、町の条例は、議決を経て最高の優良賃貸住宅に対する最高位の条例の中に位置づけていると。そのほうが正しいであろうということと、冒頭お答えいたしました35号の同じ条例、同種の条例として均衡性を持たせると。この2点により2条、4条と5条をつけ加えた…修正させていただいた次第です。以上でございます。

この内容について、一応そういう答えが私どもで委員会で出た後に、所管課の課長さんに来ていただいて、こういうことでどうだろうかというお話をして、所管課の課長さんにも納得をいただいたという経緯を経て、今回提案させていただきました。以上です。

8 番 小 澤 お話はわかりました。修正をされるということで。ただ、担当課のほうと、その辺の了解がとれていて、そして議案第36号の条例について整合性がとれているというような理解でよろしいでしょうか。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんね。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。なお、この採決は起立によって行いますが、採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは、原案についてのみ採決をいたします。

それでは、議案第36号松田町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(総務文教常任委員会報告)について、委員会修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

ただいま修正案が可決されましたので、続いて修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決を行います。修正議決した部分を除く部分を原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。